

## 公募要項

令和8年度の自動販売機設置業務の公募について次のように定める。

### 1 概要

令和8年度の自動販売機設置業務に際し、契約相手について公募します。

### 2 設置内容

- (1) 設置施設 茨城森林管理署序舎内(別紙図面のとおり)
- (2) 所在地 茨城県水戸市笠原町 978-7
- (3) 用途 自動販売機 1台

### 3 設置の期間

使用許可日から令和13年3月31日

ただし、一度に限り5年を超えない期間(最長令和18年3月31日まで)で更新を認める場合がある。

### 4 参加資格要件

- (1) 自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充・金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (2) 次の資本的(親子)関係にある系列会社の申し込みは、系列内で1社とする。
  - ① 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
  - ② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
- (3) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 5 設置条件

- (1) 自動販売機の設置面積は、茨城森林管理署長が指定した  $0.75\text{ m}^2$  とする。
- (2) 販売物品はアルコール分を含まない飲料水とすること。
- (3) 自動販売機の設置にあたり、別途、国有財産法等に基づき茨城森林管理署長が指示する所要の手続き及び土地施設等使用料の支払いを遅滞なく行うこと。なお、使用料は毎年度改定する場合がある。
- (4) 自動販売機の設置者は、電気の使用量を計る子メーターを設置し、子メーターの表示する使用量から計算された電気料を支払うこと。
- (5) 設置のため電気工事等が必要になる場合は、自動販売機設置者の負担とする。
- (6) 自動販売機の設置、撤去、維持管理及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置事業者の負担とする。

## 6 設置基準

- (1) 設置する自動販売機には、販売し管理するものの会社名又は管理者名を必ず明記すること。
- (2) 自動販売機の機種は、省エネ法(「エネルギーの使用的の合理化に関する法律」(昭和54年法律第49号)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機であること。
- (3) 自動販売機を据え付ける場合は、日本工業規格(JIS)の据付基準又は(社)全国清涼飲料工業界の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講ずること。

## 7 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理

- (1) 使用済み容器の回収ボックスの設置は、茨城森林管理署長が指定した  $0.24\text{ m}^2$  とする。
- (2) 使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製又は金属製とし、概ね 70 リットル以上のものを設置すること。なお、投入口付近には、「一般ゴミ投入禁止」と「リ

「サイクル推進」を必ず表示すること。

- (3) 回収ボックスからの容器の回収と処理は、自動販売機設置事業者の責任においてこれをを行う。処理に当たっては、法律又は条例の規定に基づき許可を得るなど、適切なリサイクルを行う業者に委託するものとする。なお、回収頻度は、回収ボックスから容器があふれないよう、十分に配慮すること。

## 8 書類の作成・提出

公募に参加する者は以下の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

自動販売機設置申込書(様式1) 1部  
企画提案書(任意様式) 1部

(2) 提出先

茨城県水戸市笠原町978-7  
茨城森林管理署 総務グループ

(3) 提出期限

令和8年2月20日 午後5時まで

(4) 提出に当たっての留意事項

- ①企画提案書には、会社名及び企画提案が分かる資料、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、決算書、納税証明書等を添付すること。
- ②持参する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。
- ③郵送する場合は「(3) 提出期限」内に茨城森林管理署に到着したもの有効とする。
- ④ 提出された書類は原則として変更又は取消しを行うことはできない。
- ⑤ 提出された書類に虚偽があった場合は無効とする。
- ⑥ 書類の作成及び提出に係る経費は自己負担とする。
- ⑦ 提出された書類は提出者に無断で使用しない。
- ⑧ 提出された書類は返却しない。

## 9 選定方法

- (1) 茨城森林管理署自動販売機運営者選考委員会において選定する。

(2) 審査基準

自動販売機設置申込書に記載された使用料金が、茨城森林管理署で設定する使用料予定価格算定基準により算定した額以上となっている企画提案書について、以下の項目を審査する。

- ① 申込者の経験及び能力(自動販売機設置業の実績)
- ② 商品の構成、価格
- ③ 自動販売機や販売商品の容器への木材使用の有無
- ④ 災害対応型の自動販売機の有無
- ⑤ 総合的な企画内容

- (3) 対象者が決定したときは、その旨を自動販売機設置申込書の提出があった者全員

に通知する。

10 その他

申込みの内容について、必要に応じてヒアリングを実施する。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、公募資料の提出をもって誓約します。

## 位置义

平定回疆方略

立原田

卷之三

三

店工場

二十一

1,500

日産部品茨城販売業  
本社  
日産部品茨城販売業  
水戸営

1948-1  
レッドバレー  
水田 同  
新日本  
新日本  
ニースラウ

ホーリルルートイン  
水戸駅前

ପ୍ରକାଶକ  
ପରିବାର

卷之三

卷之三

笠原住吉前

水戸市総合教育研究所  
みと好文カレッジ

開泰公社二九

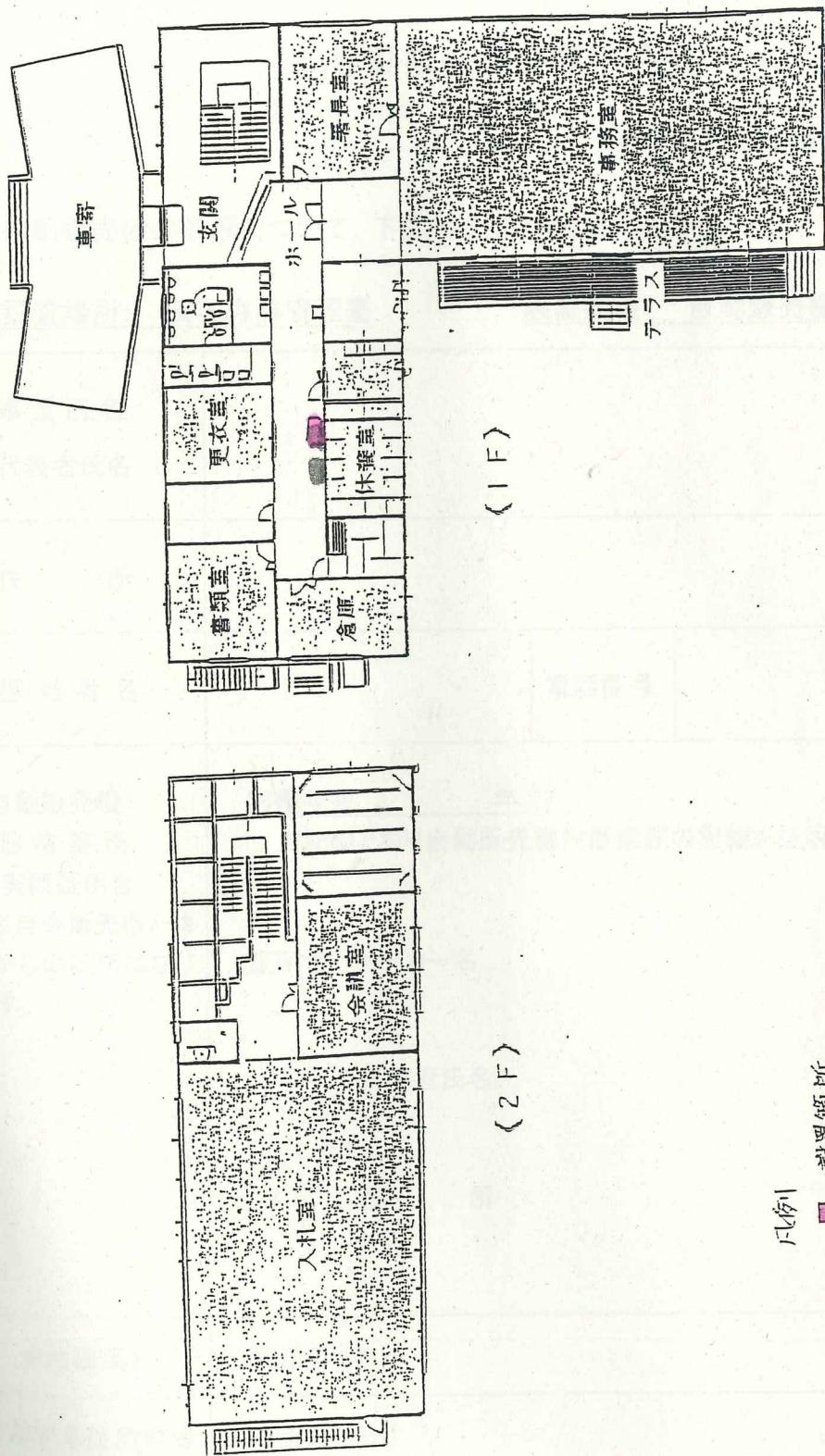
四

卷之二

## 主要地方道水河

五、圖畫

5 : 3 00



## 設置予定場所状況

※現在設置してある自動販売機は、4月1日以降撤去予定。



## 茨城森林管理署舎内における自動販売機設置者の選定要領

茨城森林管理署舎内における自動販売機設置者の選定は、次により行う。

1 自動販売機設置者の選定に当たっては、選考委員会において行う。

選考委員会 選考委員長

次長

選考委員

・総括事務管理官

・総括森林整備官

・森林技術指導官

・上席森林整備官

2 自動販売機設置者の選定に当たっては、3により企画提案書が設置基準・条件に即しているか等、十分検討したうえで行う。

### 3 採点方法

以下の評価基準に基づき、採点表に採点結果を記入する。

評価基準	評価事項	点数
定価に対する庁舎内販売価格に企業努力が認められるか	(1)定価に対する販売価格の努力が認められる (2)定価に対する販売価格の努力が認められない	10 0
商品の種類は十分に取り揃えられているか	(1)商品の種類が豊富である (2)商品の種類が普通である	10 5
林野庁の庁舎であることに鑑み木材利用を考慮した企画となっているか	(1)自動販売機や商品の容器に国産材が使用されている (2)自動販売機や商品の容器に木材が使用されている (3)自動販売機や商品の容器に木材が使用されていない	10 5 0
災害が発生した際に、近隣住民等へ商品を提供できる自動販売機である	(1)災害発生時に商品を提供できる機能が備えられている (2)災害発生時に商品を提供できる機能が備えられていない	10 0
企画提案書は公募要項に定める要件をすべて満たしており、その内容が優れているか	(1)優れている (2)普通 (3)劣る	10 5 0

## 採点表

応募者名

採点者

評価基準	評価事項	点数
定価に対する庁舎内販売価格に企業努力が認められるか	(1)定価に対する販売価格の努力が認められる (2)定価に対する販売価格の努力が認められない	10 0
商品の種類は十分に取り揃えられているか	(1)商品の種類が豊富である (2)商品の種類が普通である	10 5
林野庁の庁舎であることに鑑み木材利用を考慮した企画となっているか	(1)自動販売機や商品の容器に国産材が使用されている (2)自動販売機や商品の容器に木材が使用されている (3)自動販売機や商品の容器に木材が使用されていない	10 5 0
災害が発生した際に、近隣住民等へ商品を提供できる自動販売機である	(1)災害発生時に商品を提供できる機能が備えられている (2)災害発生時に商品を提供できる機能が備えられていない	10 0
企画提案書は公募要項に定める要件をすべて満たしており、その内容が優れているか	(1)優れている (2)普通 (3)劣る	10 5 0
合計点		

(注)採点は、該当する点数に○印を付し、合計点を記入する。

8 茨管第 号  
令和8年 月 日

### 国有財産使用許可書（案）

使用者 住所  
氏名 あて

許可者  
茨城森林管理署長 三重野 裕通

令和8年 月 日付けをもって申請のあった当署管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に関東森林管理局長に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

#### 記

##### （使用許可物件）

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所 在 茨城県水戸市笠原町978番7  
区 分 建物（事務所建）  
数 量 0.99 m<sup>2</sup>  
使用部分 別紙図面のとおり

##### （指定用途）

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を職員、来庁者等の利便に資するため、自動販売機敷の用に供しなければならない。

##### （使用許可期間）

第3条 使用を許可する期間は、令和8年 月 日から令和13年3月31日までとする。

ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 2月前までに、所定の様式により茨城森林管理署長に申請しなければならない。

(使用料)

第 4 条 令和 8 年 月 日から令和 13 年 3 月 31 日までの使用料は、年額 円とする。

(使用料の納付)

第 5 条 前条に定める使用料は、関東森林管理局歳入徵収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第 6 条 茨城森林管理署長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第 7 条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第 2 項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率とする。

(物件保全義務等)

第 8 条 使用を許可した物件は、国有財産法第 18 条第 6 項に規定する制限の範囲内で使用せるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第 9 条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第 2 条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって茨城森林管理署長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第 10 条 茨城森林管理署長は、次の各号の 1 に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に

規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用を許可された者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていたとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 茨城森林管理署長は使用を許可した物件を国又は公共団体において、公用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取り消しをすることができる。

3 茨城森林管理署長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、茨城森林管理署長が第1項の規程により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 茨城森林管理署長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他茨城森林管理署長が特に承認したときはこの限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、茨城森林管理署長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、茨城森林管理署長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支

払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 13 条 使用許可の取消が行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第 14 条 茨城森林管理署長は、使用を許可した物件について隨時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 15 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、茨城森林管理署長の決定するところによるものとする。